

環境

提案・意見

宇治橋近くの喫煙所について

伊勢神宮内宮に参拝する際、五十鈴川沿いのA4駐車場に車を停めることが多いのですが、左側の歩道に沿って宇治橋へ向かうと、喫煙所の前を通らなければならない、いつもタバコの煙で不快な気持ちになります。

受動喫煙が社会問題となっている現代において、大勢の人や子供が通る場所に喫煙所があり、しかも煙がダダ漏れで、いまだ対策がされていないことに驚きます。

喫煙所を撤去する計画などはないのでしょうか。もし、撤去することで路上喫煙や歩きタバコ、ポイ捨てなどを懸念されるようであれば、人通りの少ない場所に喫煙所を移動するか、煙が漏れない密閉型にするなどしていただけないでしょうか。

おもてなしを大切にされているのであれば、誰もが安心して気持ちよく過ごせるお伊勢さんであってほしいです。

回答

観光地である伊勢には多くの方々が訪れることもあり、路上喫煙や受動喫煙対策については、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるような取り組みを進めていく必要があると考えています。

観光客が多く訪れる場所では、受動喫煙を防止する観点から、分煙環境の整備を進めています。

受動喫煙の防止は、完全禁煙の実現が本質的な解決策であることはもちろんですが、喫煙所を設けることで、路上等「どこでも」喫煙できる状況から、「決められたところでしか」喫煙できない環境を整え、たばこを吸う人も吸わない人も、伊勢のまちを楽しんでいただきたいと考えています。

ご指摘の内宮前の喫煙所は、宇治橋からおはらい町へと続く最も人通りの多い動線の近くに位置するため、これまでも移転や増設等について設置者との協議を重ねてきたところです。いただきましたご意見は設置者へお伝えするとともに、今後も設置者との調整を続けていきます。（観光振興課）

また市民の皆さんには、受動喫煙防止に向けて、各種保健事業や広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ・街頭等で、知識や意識の啓発を行っています。

そして、公共施設の状況に応じた環境整備等助言指導の実施や受動喫煙防止ステッカーの作成・配布等、公共施設の受動喫煙対策の推進にも取り組んでいます。

引き続き「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙の防止に向けて、普及啓発や対策の推進に取り組んでいきます。（健康課）

以上の取り組みを進めるとともに、路上喫煙や吸い殻の投棄防止対策に向けた今後の取り組みについては、現在「伊勢市路上喫煙対策審議会」で調査・審議をいただいています。（清掃課）

担当課

観光振興課・健康課・清掃課

(2019年6月回答) [6/24~28]

環境

提案・意見

宇治橋近くの喫煙所について2

以前宇治橋の喫煙所について質問した者ですが、回答の中の喫煙所の設置者とは、伊勢神宮ですか。

これまでも協議を重ねてきたにもかかわらず、対策されていない理由はなんですか。

回答

お問い合わせのありました宇治橋横の喫煙所は、景観上の問題や安全管理のため目の行き届く場所が望ましいとのことから現在の場所での運用となっております。お見込みのとおり神宮司庁が設置者となっておりますが、よりよい分煙環境の実現には、今回ご指摘の場所以外にもエリア全体での計画をたてて、市、神宮のみならず事業者・住民も含め、地域一丸となつて取り組む必要があります。今後も地域で連携して対応を進めていきますので、引き続きご理解とご協力をお願い致します。

担当課

観光振興課（2019年8月回答） [8/5～8/9]

環境

提案・意見

道

いつも県道60号線猫がよく轢かれてます。処理が遅いです。早くしてください。(東大淀)

回答

道路上での小動物の死体処理につきましては、市民のみなさまからのご連絡後、または道路パトロール中の発見後に、国道、県道、市道のそれぞれの管理者によって対応しております。

ご迷惑をおかけいたしますが、道路通行上支障のないよう対応に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

担当課

清掃課 (2019年8月回答) [8/5~8/9]

道路・河川

提案・意見

標識について

標識の事なので警察に言えば良いのか何処に言えば良いのか分からないのでこちらに連絡させていただきます。

中村町の歩道橋の手前（セブンイレブンの所）に横断歩道が出来ましたが、それまで勝手に横断する人が居たせいか【渡るな】の標識が両サイドに設置されたままになってます。

これだと横断歩道も渡るなになってしまうので変ですよね・・

回答

標識の設置につきましては三重県公安委員会（伊勢警察）の所管となりますので今回いただきましたご意見について、伊勢警察署に確認いたしましたところ、横断歩道の横の標識は規制の開始の標識であり、【渡るな】の下に矢印表示がついています。よって標識のある地点から矢印方向の道路が横断禁止という意味ですので、その点ご了承いただきますようお願い申し上げます。

担当課

交通政策課（2019年8月回答）〔8/5～8/9〕

提案・意見

明野駐屯地と民間空港との併用

私は多い時で月に毎週のように東京へ移動して居ります。伊勢からは近鉄(特急利用)で名古屋を經由し新幹線で行くのが常識とされていますが、東京で全国から集まる方々とお会いし経路の話をしますと、伊勢から来ている私が一番高い料金を支払い、一番時間を要している現実に落胆します。長崎や松山、青森や秋田の方々よりも長時間移動しています。従いまして、陸の孤島となっている伊勢志摩地域を活性化するには、プロペラ機(ボンバルディア等)でも良いので、空港整備を推進し空のアクセスも必要不可欠に感じてなりません。逆を考えれば、時短により首都圏からも観光客が来易い環境にも繋がると考えます。三重は縦長で人口は北に集中していますが、論点を人口分布の議論になってしまうと、伊勢志摩地方は100年経っても300年経っても変われ無いと思えます。是非ご検討下さい。

回答

空港の建設は、直接的な施設整備の他、交通アクセスの整備や環境影響評価の実施、騒音問題の解決、安全対策等を行わなければならない、開港後も毎年多くの維持管理費がかかるため、他の公共インフラ整備と比較しても多額の費用が必要な大事業となります。ご意見いただきました明野駐屯地の軍民共用空港化につきましても、新規に空港を建設するのと比較した場合、建設費用はある程度抑えられると考えられますが、それでも現状の施設を大幅に拡張する必要があり、また自衛隊の同意と全面的な協力が必要となるため、相当の需要が見込まれない限りは厳しいと思われまます。

伊勢市におきましては、平成14年度まで「伊勢度会志摩地域県民空港設置促進期成同盟会」を周辺の17市町村(当時)で結成し、地域空港の建設を目指して取り組んでいました。しかし、国が空港整備について、地方空港よりも都市部の大規模空港の充実に重点を置く施策を取ったこと、平成17年に中部国際空港が開港すること等もあり、新空港建設に多額の投資をすることは、地域住民、また、国民的同意が得られないと判断し、地域空港建設の取組の基盤であった同盟会を解散したという経緯があります。

以上のことから、明野駐屯地の民間との併用若しくは新規の空港建設は大変難しいという回答となります。

なお、2027年の営業運転開始を目標に、東京-名古屋間ではリニア中央新幹線の建設が進められており、こちらの開業後は首都圏と伊勢市内のアクセスは大幅に向上し、地域の活性化に繋がることが期待されます。伊勢市も「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」に加入し、早期開業と将来的な県内への新幹線駅設置に向け活動しているところです。

この度はご意向に沿えない回答となり、申し訳ございません。伊勢志摩地域の活性化は重点的に取り組まなければならない大きな課題であり、今後も皆様からのご協力の下で尽力していきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課

交通政策課 (2019年8月回答) [8/5~8/9]

福祉

提案・意見

無礼な督促状の送付について

督促状の送付は細心の「注意を」すること、発送の手段を再考すること。
介護保険1期分未納で督促状が届きました、当方は口座振替手続きをしていたので、ビックリしました。早速担当部局に電話をして確認をしたら、手続き上1期分の引落に間に合わず、督促の送付となったとのこと。
介護保険の担当者は、電話口頭で金融機関から書類が届いていて承諾の通知を明日送付するとのことでした。
であれば、事務処理上1期分の落しが出来ないので送付済みの納付書で納付してくださいと、電話なり郵便なりで連絡をしてから未納があれば督促状を出せばこのような問題は起こらない。
手元に振替依頼の書類があり今の現状が分かっているのに、然るべき処置をとらなかったことに憤りを感じます、事務吏員としての融通が利かない先が見えない、ここで事前に連絡をしていれば、このような不愉快なことは起こらなかった。
故に督促状は二次的な措置として発送すべきで有る。1次対応として介護保険1期分が未納ですと通知してから、納付が無ければ督促状としたら如何か。
私は大変不満で有ります、先日の係員の対応接遇は申し分ありませんでしたので堪えた次第です。このような事は一人の気遣いで起こらないことはありませんか。
最後に、私には何の落ち度も有りません、行違いの問題では済まされません、不名誉な督促状は河野外相が韓国の大使礼に無礼と言ったのに等しいものです。
善良な納税者を虚仮にしている、原因は一つ型にはまった事務処理しか出来ない臨機応変の処置が出来ないからである。そしていつ何時も上司は不在である、接遇研修で上司は離席となっているのですか。

回答

督促状につきましては、地方自治法231条の3に「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期間を指定してこれを督促しなければならない」と定められております。
今回、納期限までに平成31年度第1期分の納付確認ができなかったため、この地方自治法の規定に基づき、送付させていただきました。
口座振替依頼書につきましては、6月中旬に発送した納入通知書に同封させていただいている口座振替依頼書記入例に「お申込みから開始までには約1ヶ月～1ヶ月半の日数がかかりますので、申し込みの翌月の納付分から口座振替開始となります。」と記載させていただいております。お申し込み後すぐに口座振替が開始できないこともあるため、督促状が届いてからお問い合わせいただく方もお見えになるのが現状です。
今後は、いただいた意見を参考に、柔軟に対応できる方法を検討しながら、皆様により良いサービスを提供できるように努めて参りますので、何卒、御理解のほどよろしくお願いいたします。

担当課

介護保険課（2019年8月回答） [8/5～8/9]

健康

提案・意見

伊勢病院の健康診断の料金

伊勢病院の健康診断の料金ですが、他と比べて被保険者はまずまずの値段ですが、配偶者に対する料金（女性）が他と比べて高い。

他病院は5,000円程度の負担ですが、1万円近くしますので、検討願います。

回答

健康保険組合に加入されている被保険者様の配偶者に対する健診につきまして、まず各健診機関によって提供可能な検査項目が異なっております。その上で個々の健診機関と健康保険組合との間で、健診コース内容や受診時のルール、料金等を取り決め、契約しております。

また、受診者様に選択いただきます健診コース及びオプション検査によっても窓口での負担金額が異なってまいります。

受診者様に少しでもお気軽に健診をご受診いただけますよう今後も取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

担当課

病院健診センター（2019年8月回答） [8/5～8/9]

その他

提案・意見

市長発言の国連憲章について

本日は黒瀬町の懇談会に参加させていただき誠にありがとうございました。

さて、市長からのご指摘を頂戴しました内容についてご教示ください。質問致しました公園は障害者であっても健常者であっても遊ぶ権利は平等ではないかとの私の問いに、国連憲章を引用されて市長から違うとの指摘でしたがどの部分の引用になりますでしょうか。不勉強申し訳ございません。よろしく願います。

なお、余談ですが私から指摘いたしました市は土地を所有できるという表現の違和感にもご検討ください。市民から一時的に預かった土地を公的資金を投じて管理するだけで、市は「所有」できないと考えます。

市長はとても偉い方なので自分の物だと誤認されることもあるかもしれませんが、市長というのも市民から一時的に与えられた役職に過ぎないことをご自覚くださいましたら、本日のような横柄な態度もなさらなかったかもしれません。

回答

このたびは、地域懇談会にご参加いただきましてありがとうございます。

市では、市民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな施策を進めています。重度身体障害者デイサービスセンターくじら及びおおぞら児童園の施設拡張整備についても、その大切な施策の1つです。

障がい者に関しては、「障害者の権利に関する条約」が2006年に国連総会で採択されています。これは、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、障がい者への差別や障壁が生じていることを認め、障がい者の人権の保護を必要としています。このことは、全ての権利は誰もが平等とされるものの、障がい者には、平等とされるための配慮が必要であるとするものです。

さらに、全ての障がい者が、健常者と平等に地域社会で生活する権利を享受し、地域社会に包容され、参加するための措置を国が取るよう定めています。

地域社会で、障害者施設や障がい者の受け入れに対して、障がい者が居づらくなるようなことは決してあるべきではないと考えますし、伊勢市においてそのようなことはないと思っています。

今回の懇談会では、このことについて市民の皆さんにご理解いただけるよう熱い思いでお話をしましたが、それが横柄な態度と感じられたのであれば、申し訳なく思っています。

今後も、市民の皆さんとともに必要とする施策を進めていきたいと考えていますので、引き続きご理解・ご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

担当課

障がい福祉課・こども発達支援室

(2019年8月回答) [8/5~8/9]